

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公表番号】特表2007-525629(P2007-525629A)

【公表日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2007-034

【出願番号】特願2007-500941(P2007-500941)

【国際特許分類】

F 16 J 15/08 (2006.01)

F 02 F 11/00 (2006.01)

【F I】

F 16 J 15/08 P

F 02 F 11/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月6日(2008.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多層金属ガスケットであって、

少なくとも第1および第2のガスケット層を含み、該ガスケット層は、概ね平面状の本体を有し、該ガスケット層の各々に、少なくとも1つの整列した穴と、互いに対向して整列し、かつそれぞれの本体の平面部から、前記穴を囲んで半径方向外側に間隔をあいて突出した少なくとも1つの関連する封止ビードとを備えて形成され、前記多層金属ガスケットはさらに、

前記ガスケット層の間に配置され、かつ前記ガスケット層のいずれか一方よりも小さい面積を有する部分ストッパ層を含み、前記ストッパ層は、前記封止ビード全体に亘って、前記封止ビードの半径方向内側の位置から、前記封止ビードの半径方向外側の位置まで延び、かつ前記封止ビードの一方側のみに隣接する前記ガスケット層の少なくとも一方に固定され、封止ビードの反対側では固定されない、多層金属ガスケット。

【請求項2】

前記ストッパ層は、前記封止ビードの半径方向内側で、前記少なくとも一方のガスケット層に固定される、請求項1に記載のガスケット。

【請求項3】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層の一方のみに固定される、請求項1に記載のガスケット。

【請求項4】

前記ストッパ層は、自身の半径方向内側の端部で固定される、請求項1に記載のガスケット層。

【請求項5】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層に装着されない半径方向外側の端部を有する、請求項4に記載のガスケット層。

【請求項6】

前記封止ビードは互いに向かって突出する、請求項1に記載のガスケット。

【請求項7】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層の前記ビードの一方と入れ子状になったビードを備えて形成される、請求項6に記載のガスケット。

【請求項8】

前記封止ビードは互いから離れる方向に突き出る、請求項1に記載のガスケット。

【請求項9】

前記ストッパ層は平面状である、請求項8に記載のガスケット。

【請求項10】

前記封止ビードは同一方向に突き出る、請求項1に記載のガスケット。

【請求項11】

前記ストッパ層は平面状である、請求項1に記載のガスケット。

【請求項12】

前記ストッパ層は、前記封止ビードを越えて、半径方向内側および外側に延びる、請求項1に記載のガスケット。

【請求項13】

前記ストッパ層は、前記封止ビードの半径方向外側で、前記少なくとも一方のガスケット層に固定される、請求項1に記載のガスケット。

【請求項14】

前記ストッパ層は、自身の半径方向外側の端部で固定される、請求項1に記載のガスケット層。

【請求項15】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層に装着されない半径方向内側の端部を有する、請求項1に記載のガスケット層。

【請求項16】

組立品であって、

シリンドライナが装着された少なくとも1つのシリンドラ開口部を有するエンジンブロックと、

シリンドラヘッドと、

前記エンジンブロックと前記シリンドラヘッドとの間に配置されるガスケットとを含み、前記ガスケットは、少なくとも第1および第2のガスケット層を含み、前記ガスケット層は、概ね平面状の本体を有し、該ガスケット層の各々に、前記エンジンブロックの前記シリンドラ開口部に対応する少なくとも1つの整列した穴と、互いに対向して整列し、かつそれぞれの本体の平面部から、前記穴を囲んで半径方向外側に間隔をおいて突き出た少なくとも1つの関連する封止ビードとを備えて形成され、前記多層金属ガスケットはさらに、前記ガスケット層の間に配置され、かつ前記ガスケット層のいずれか一方よりも小さい面積を有する部分ストッパ層を含み、前記ストッパ層は、前記封止ビード全体に亘って、前記封止ビードの半径方向内側の位置から、前記封止ビードの半径方向外側の位置まで延び、かつ前記封止ビードの一方側のみに隣接する前記ガスケット層の少なくとも一方に固定され、封止ビードの反対側では固定されず、前記ガスケットは前記シリンドライナと接合する、組立品。

【請求項17】

前記ストッパ層は、前記封止ビードの半径方向内側で、前記少なくとも一方のガスケット層に固定される、請求項16に記載の組立品。

【請求項18】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層の一方のみに固定される、請求項16に記載の組立品。

【請求項19】

前記ストッパ層は、自身の半径方向内側の端部で固定される、請求項16に記載の組立品。

【請求項20】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層に装着されない半径方向外側の端部を有する、請

求項 1 9 に記載の組立品。

【請求項 2 1】

前記封止ビードは互いに向かって突き出る、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 2 2】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層の前記ビードの一方と入れ子状になったビードを備えて形成される、請求項 2 1 に記載の組立品。

【請求項 2 3】

前記封止ビードは互いから離れる方向に突き出る、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 2 4】

前記ストッパ層は平面状である、請求項 2 3 に記載の組立品。

【請求項 2 5】

前記封止ビードは同一方向に突き出る、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 2 6】

前記ストッパ層は平面状である、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 2 7】

前記ストッパ層は、前記封止ビードを越えて半径方向内側および外側に延びる、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 2 8】

前記ストッパ層は、前記封止ビードの半径方向外側で、前記少なくとも一方のガスケット層に固定される、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 2 9】

前記ストッパ層は、自身の半径方向外側の端部で固定される、請求項 1 6 に記載の組立品。

【請求項 3 0】

前記ストッパ層は、前記ガスケット層に装着されない半径方向内側の端部を有する、請求項 1 9 に記載の組立品。